

四日市市告示第 259 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和6年 3月 29日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

整理番号	路線名	起 点 終 点	幅員(m)	延長(m)
1	茂福73号線	茂福町1458-1 茂福町1457	5.0~7.8	34.9
2	白須賀19号線	白須賀二丁目1011-2 白須賀二丁目1014-6	5.0~10.8	20.1
3	小古曾119号線	小古曾一丁目741-2 小古曾一丁目133-1	6.0~6.8	115.9
4	小古曾120号線	小古曾一丁目126-2 小古曾一丁目126-3	6.0~10.0	70.7
5	小杉60号線	小杉町字中才280-1 小杉町字中才280-3	6.1~9.6	50.0
6	東阿倉川37号線	大字東阿倉川字三ノ縄758-1 大字東阿倉川字三ノ縄757-8	6.0~13.0	47.2
7	東阿倉川38号線	大字東阿倉川字三ノ縄800-6 大字東阿倉川字三ノ縄800-1	4.5~7.3	26.3
8	北27号線	楠町北五味塚字出口1727-6 楠町北五味塚字出口1727-10	5.0~7.8	88.7